

令和4年7月22日現在

東京都において実施するオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施方法について

標記について、下記のとおり実施するものとする。なお、積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定等については、地域の実情を踏まえ、既に構築された体制を用いて効果的・効率的に実施すること。

記

1 感染者の発生場所・発生状況毎の濃厚接触者の特定と行動制限について

(1) 同一世帯内で感染者が発生した場合

ア 積極的疫学調査の実施・濃厚接触者の特定について

同一世帯内で感染者が発生した場合は、保健所等による積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定を実施する。なお、陽性者本人から濃厚接触者と思われる人に直接連絡すること等を持って特定したこととする。ことも可能とする。

イ 濃厚接触者の行動制限について

同一世帯内で感染者が発生した場合、全ての同居者が濃厚接触者となり、その待機期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とする。

なお、抗原定性検査キットにより2日目と3日目に自費検査を行い、陰性が確認された場合には、3日目から待機を解除することを可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

ただし、いずれの場合も7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害者（児）施設等※や医療機関（以下「ハイリスク施設」という。）への不要

不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めるものとする。

また、同一世帯内の陽性者の療養終了までは家庭内外での感染対策に留意する。

※ 障害者（児）施設等には、障害児通所支援事業所のうち、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所、並びに救護施設が含まれる。

(2) ハイリスク施設で感染者が発生した場合

省略

(3) 高齢者通所施設、障害者（児）通所施設（(2)の施設を除く）等（訪問系サービスを含む。）で感染者が発生した場合

省略

(4) 保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び学童クラブ（以下「保育所等」という。）

ア 積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定について

保健所での積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定は実施しない。

ただし、事業所等の場合と比べると、マスク着用等の基本的な感染対策の徹底が困難である場合も考えられるため、個別の事情に応じて柔軟に対応することは差し支えない。

積極的疫学調査を実施する場合は、発生状況や地域の実態等を踏まえ、保育所等において作成したリストを保健所が確認するなど、効率的・効果的な方法により実施する。

イ 陽性者発生時の対応について

保育所等において陽性者が発生した場合に、原則保健所への連絡は行わない。

ただし、陽性者が複数名発生するなど、施設内において感染が拡大していると考えられる場合、保健所に感染防止対策等について相談することは可能とする。

また、保育所等において5名以上発生した場合等、必要に応じ、保健所等の判断により積極的疫学調査を実施する。

上記ア及びイにおいて積極的疫学調査を行った結果、濃厚接触者

を特定した場合の行動制限については、(1)イと同様とする。

ウ 陽性者と接触があった場合の対応について

保育所等で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤、登園、登校を含む外出を制限する必要はない。陽性者と施設内において接触があったと考えられる場合については、以下の①から③までの対応を実施する。

① 保育所等で感染者と接触のあった者は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として 7 日間）はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等の感染リスクの高い行動を控えるよう、施設内に周知すること。

② 保育所等で感染者と接触があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、5 日間の外出自粛や 5 日目に自主的な検査を実施する。

この場合、感染拡大防止対策については接触者が自主的に行うことを基本とする。

③ ①、②いずれの場合であっても、症状がある場合には速やかに医療機関を受診するよう促す。

エ 「保育所等」外で陽性者と接触があった場合の対応について
家族や友人等、「保育所等」外の要因で陽性者と接触した場合は、当該従業者は濃厚接触者としての対応が必要となる。その場合は行動制限については、(1)イ又は(6)イに基づき実施する。

オ その他

感染状況等に応じて、検温など従事者自身による健康状態の確認、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求める。

(5) 上記(2)から(4)以外の施設（以下「事業所等」という。）について

省略